

# パラスポーツ大会～競技記録会～(兼 第25回全国障害者スポーツ大会佐賀県代表選手選考会)

## フライングディスク競技実施要領

### 1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則に準ずるものとする。

### 2 競技種目

- (1) アキュラシー競技(ディスリート・ファイブ又はディスリート・セブン)
- (2) ディスタンス競技(座位、立位に分け男女別に実施する)

### 3 競技方法

- (1) 競技は、すべて競技役員の指示にて進行する。
- (2) どの種類の投げ方でも認められる。
- (3) 競技に使用する公式ディスクについては、主催者で用意する。
- (4) 補装具も含め、競技上有利となる用具の使用は認めない。
- (5) 左利きのプレーヤーには、大会主催者が定めたリボン等をゼッケンの右上につける。
- (6) 手、足、口等、身体のあらゆる部分によるスローイングを認めるが、スローイングの助けとなるどのような工夫もしてはならない。手指等の傷口を守るためにテープ等を使用する場合、審判長の許可を得なければならない。なお、義手、義足等の補装具の使用は認めるが、ディスクの推進力、回転力を促進する機能のあるものは認めない。
- (7) 視覚障がい者や車いす使用者が容易にスローイングできるように、スローイングラインのプレーヤー側面に触れてよい。
- (8) 介助者として競技エリアへの入場を希望する者は、あらかじめ主催者の許可を得なければならない。許可を受けたものに限りビブスを着用し競技エリア内に入場することができる。介助者は、競技役員の指示に従うものとし、競技エリア内では競技者の競技上有利になるような助言、応援、声かけ、合図の仕合いをしてはならない。また、競技エリア内の撮影、通信機器の使用及び記録の書き取りは禁止する。  
これらに違反した場合、当該介助者を退場とする。
- (9) アキュラシー競技は次のとおり行う。
  - ① 試技は10投連続して行う。
  - ② プレーヤーが視覚障がい者の場合、競技役員がアキュラシーゴール後方3mの距離から電子音によってアキュラシーゴール中心部分の位置を知らせることができる。音源はプレーヤーが聞こえる程度の音量とし、プレーヤーの手からディスクが離れるまで鳴らす。介助者は、投げる方向、通過・不通過の状況を知らせるためにスローイングエリア内に1名同行することができるが、その際、伝えられるのは投げる方向、通過・不通過の状況だけで技術的な助言等は行ってはならない。
  - ③ プレーヤーが視覚と聴覚の障がいを重複している場合、介助者が通訳者を兼ねることができるが、投げる方向、通過・不通過の状況を手話、触手話、指点字、要約筆記などの方法でプレーヤーに伝えることができるが、技術的な助言等は行ってはならない。
  - ④ 試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから5分とする。5分を超えた試技は無効とする。
  - ⑤ 得点は、ディスクが地面に触れずに直接アキュラシーゴールを通過した回数とする。逆方向から通過した場合は得点とならない。
  - ⑥ 試技中に、身体の一部や補装具(椅子等を含む)がスローイングラインのプレーヤー側面以外に触れたとき、またはスローイングラインを踏み越えたときは反則となる。ただし、フットレストがスローイングラインの上方空間に出ることは反則としない。反則のあった試技は1投の試技とみなすが、得点は無効とする。
- (10) ディスタンス競技は次のとおり行う。
  - ① プレーヤーやスローイングエリア内で試技しなければならない。
  - ② プレーヤーは試技の前に1投の練習をしなければならない。練習用ディスクは競技用と同規格のもので、色は黄色とする。
  - ③ 試技は3投連続して行う。

- ④ 投げられたディスクの有効範囲は、競技用フィールド前方 180° とする。
- ⑤ 距離の計測は、スローイングラインの中央の計測点から、ディスクが最初に地面に触れた点までとする。
- ⑥ 試技の時間は、プレーヤーが 1 投目のディスクを受け取ってから 3 分とする。3 分を超えた場合は無効とする。
- ⑦ 座位で競技する場合のシートの高さはクッションを含め 75 cm 以下とする。
- ⑧ 記録は、3 投の試技で最も距離の遠い着地点を計測する。計測は cm 単位とし、1 cm 未満は切り捨てる。
- ⑨ スローイングエリア外から助走をしたときは反則となる。その他スローイングに関する反則は、アクチュラシーと同様に扱うものとする。
- ⑩ プレーヤーが視覚障がい者の場合、介助者は、投げる方向、ディスクの飛行状況を知らせるためにスローイングエリア内に 1 名同行することができるが、その際、伝えられるのは投げる方向、ディスクの飛行状況だけで技術的な助言等は行ってはならない。
- ⑪ プレーヤーが視覚と聴覚の障がいを重複している場合、介助者が通訳者を兼ねることができるが、投げる方向、ディスクの飛行状況を手話、触手話、指点字、要約筆記などの方法でプレーヤーに伝えることができるが、技術的な助言等は行ってはならない。

(11) 抗議については次のとおりとする。

- ① 試技中の行為または競技の結果に関する抗議は、順位決定後 30 分以内に、プレーヤー自身またはプレーヤーに代わる責任ある役員が、競技委員長、審判長、主審のいずれかに対し口頭でしなければならない。試技中は抗議できないものとする。主催者は、順位決定の時刻を記録しておかなければならない。
- ② 抗議の裁定は、競技委員長、審判長、主審、副審により協議され、競技委員長が行う。裁定結果は、プレーヤー自身またはプレーヤーに代わる責任ある役員に対し、競技委員長が通告する。抗議が正当なものであると認められた場合は、プレーヤーが不利にならない方法で処理するもしくは記録の訂正を行う。裁定結果は最終のものであり再抗議は認められない。

(12) 試技順は年齢の若い順とする。

**4 競技開始時間(予定) 9:30 受付開始 10:30 競技開始**

**※各自、出場種目の招集時間を厳守すること。**

**5 服装** 動きやすい服装で、スパイクがついていない運動靴を着用すること。なお、介助者についても同様。

## **6 招集**

- (1) 招集は、各組の競技 20 分前から開始し、10 分前に完了する。
- (2) 招集場所は競技会場内に設ける。
- (3) 招集時刻に遅れた選手は棄権したものとみなす。